

平成 29 年 2 月 9 日

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己 様

塩谷町長 見形 和久

塩谷町議会議長 手塚 礼知

指定廃棄物一時保管状態の強固化における支援要望について

東京電力福島第一発電所の放射性物質の漏洩事故により汚染された牧草や稲藁などの資源物は、その後何の補償もないままに指定廃棄物という廃棄物扱いをされ一時保管されております。本町には那須塩原市で収穫され町内の農家が購入した牧草のホールクロップ 22.8 トンが指定廃棄物として一時保管されております。当初は購入した農家の所有地に保管しておりましたが、風評問題等もあり、現在は人家から離れた町有地に移動し一時保管をしております。

本町が指定廃棄物を一時保管している場所は、一昨年の関東・東北豪雨による茨城県常総市の鬼怒川の堤防決壊をうけて昨年 8 月に見直された鬼怒川洪水浸水想定区域において、塩谷町内の鬼怒川沿岸で堤防決壊の恐れが一番高い地点に近接する下流部に位置しており、災害の影響を得やすいとても危険な場所で、国や県が懸念している台風等の増水時に洪水等の自然災害による影響を受ける可能性が最も高い場所であります。1 日でも早く住民の安心安全を確保することから、現在の一時保管状態を強固化する必要が生じております。町内の他の場所への移転保管も検討いたしましたが、放射能を含む指定廃棄物であることからなかなか移転先も見つからないのが現状であり、引き続き現在

の場所で保管せざるを得ない状況です。

そのような事から、今回、現在の保管方法からより強度があり、洪水などでも流されにくく、将来的に移動も可能であるコンクリートボックス等への詰め替えにより、より強固で急な移動等にも対応できる保管体制に変更できればと考えております。

一時保管状態の強固化につきまして、環境省が示している放射性物質汚染対処特措法「指定廃棄物」の適正な保管を目的とした委託契約に基づき、指定廃棄物の飛散・流出の防止のための措置（容器保管、保管庫の設置、保管に伴う業務委託等）の支援を環境省にお願いしたところ、基準に照らし合わせると高規格なものという判断になり、環境省として委託契約を結ぶことは難しい、東京電力ホールディングス株式会社において個々の補償事業を行っているので相談していただきたいと回答をいただきました。

その回答に基づき東京電力ホールディングス株式会社に相談をしたところ、国が認めないものは対象にならないという回答であり、現在たらい回しにされている状況であります。

現場では現実的に災害時の危険性が確認されており、地元住民からも不安の声が上がっております。町としても町費で一時保管場所の強固化することを検討し議会等にも相談をさせていただきましたが、指定廃棄物の発生の原因者が東京電力ホールディングス株式会社であり、処理責任者が国である以上、町費を投入して一時保管場所を強固化するのは納得ができないという結論に至りました。

つきましては、このような経過の中で、指定廃棄物を発生させた原因者である東京電力ホールディングス株式会社に対して指定廃棄物一時保管状態の強固化における支援措置を求めますので熟考の上、前向きな御回答をいただけますようお願いいたします。

担 当
塩谷町役場 産業振興課
農業振興担当 吉田
☎ 0287-45-2211